

～令和 8 年 4 月 1 日～

## 『石巻市パートナーシップ宣誓制度』

が始まりました



❖ 石巻市では「石巻市男女共同参画推進条例」に基づき、性別にかかわらず誰もが希望に応じて活躍できる社会の実現を目指しています。

❖ この制度は、互いを人生のパートナーとして共に生活している、またはこれから生活を共にすることを約束したお二人のうち、一方または双方が性的マイノリティである場合に、宣誓書を石巻市に提出し、市が受領証などを交付する制度です。

### ❖ 宣誓をすることができる方 ❖

次のすべての要件を満たしている必要があります

- ◇ 宣誓者の一方または双方が性的マイノリティで、双方が互いの意思でパートナーシップを形成していること
- ◇ お二人ともが成年(18 歳以上)に達していること
- ◇ 少なくともお一人が市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること。
- ◇ お二人ともに配偶者(事実婚含む)がないこと及び、宣誓をしようとする相手以外の者とパートナーシップを形成していないこと。
- ◇ お二人の関係が、近親者等でないこと  
(※直系血族、3親等内の傍系血族又は直系姻族などの関係にないこと)

### ❖ 石巻市パートナーシップ宣誓制度の連携制度 ❖

- ◇ 宣誓により市営住宅の申し込みなど、市の一部のサービスの利用が可能になります。  
・利用可能な行政サービスの一覧は、市のホームページに掲載しています。

♥ 制度の詳しい内容については、市のホームページに掲載しています ♥

石巻市パートナーシップ宣誓制度

検索

⇒⇒⇒⇒⇒⇒



### 市民・事業者のみなさまへ

- この制度は、法律上の効果を生じさせるものではありませんが、市としてお二人の関係を確認することで、日常生活での不安の軽減や周囲の理解促進につながることを期待しています。
- 受領証等が提示された場合には、本制度の趣旨をご理解いただくとともに、受領証等を活用できる場面が増えますよう、みなさまのご協力をお願いいたします。

## ✿ 宣誓をされる方へ ✿

### ◇ 宣誓日時の事前予約

・安心して宣誓いただくために、宣誓を希望する日の 10 日前までに専用 Logo フォーム又は専用のメール等により事前予約してください。

【受付】・専用 Logo フォーム



・予約専用メールアドレス:partnership-sensei@city.ishinomaki.lg.jp

・石巻市 企画部 地域振興課

TEL 0225-95-1111 内線 4252・4246・4245

月曜日～金曜日(祝日及び年末年始除く。)

御予約の電話受付は、9時～12時、13時～16 時 30 分

#### 【予約の際にお伝えいただく事項】

・宣誓希望日と時間帯(午前又は午後) の第3希望まで

※予約状況により、ご希望に添えない場合もありますのでご了承ください。

・宣誓されるお二人の名前(名字のみで結構です)

・宣誓されるお二人の一方若しくは双方が石巻市内に住所を有し、または石巻市内への転入を予定されているか

・通称名の利用希望、子の氏名の記載希望の有無

・代表の方の日中のご連絡先(メールアドレスと電話番号)

・宣誓されるお二人以外の方の同伴の有無(お子さん、代筆者 など)

### ◇ 宣誓日時の予約確定

・予約内容を確認した後、代表の方へ「宣誓日時」、「宣誓場所(お越しいただく場所)」、「持参いただく必要書類」などのご連絡(メール又は電話)をします。このご連絡をもって、宣誓日時の予約が確定となります。

### ◇ パートナーシップ宣誓当日

・予約をした宣誓日に必要書類を持参のうえ、お二人そろってお越しいただき、手続きを行っていただきます。

・お二人で「石巻市パートナーシップ宣誓書」と「石巻市パートナーシップの宣誓に関する確認書兼同意書」に記入(署名)いただきます。

### ◇ 「宣誓書受領証」等の交付【宣誓当日又は宣誓翌日以降】

・必要事項が確認できた場合は、「宣誓書の写し」、「パートナーシップ宣誓書受領証」、「パートナーシップ宣誓書受領証カード」をお渡します。

・宣誓書の記入など、お渡しまでの時間は、1 時間程度を見込んでいます。郵送を希望する場合は、レターパックや、必要な額の切手を貼り付けた封筒(角2サイズ)などをご準備いただき、宣誓の際に、必要書類とあわせて提出いただきます。

【制度に関するお問い合わせ先】石巻市 企画部 地域振興課

TEL:0225-95-1111(内線 4252・4246・4245)

Mail:partnership-sensei@city.ishinomaki.lg.jp